

事業名	山元町移住・定住支援補助金 【住宅取得奨励事業】
事業主体	山元町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	町内で新たに住宅（新築住宅・中古住宅）を取得する新婚世帯・子育て世帯、新規転入者に対し取得費用の一部を補助することにより、特に若者世代のIJUターンを推進することで定住促進を図る。
補助対象要件	<p>対象者：申請時点で以下のいずれかに該当する住宅取得者（個人）</p> <p>①新婚世帯（年齢の合計が90歳以下で、婚姻後8年を経過していない夫婦。初婚・再婚不問）</p> <p>②子育て世帯（年度の末日における年齢が18歳以下の子（母子健康手帳で確認できる胎児を含む。）を扶養し、同居している世帯。）</p> <p>③新規転入者（直近で2年以上他の市町村に住民登録している方）</p> <p>申請要件：以下の要件をすべて満たしていること</p> <p>①令和7年4月1日以降に住宅取得に係る契約を締結していること。（引渡し前であること）</p> <p>②住宅取得後、山元町に5年以上定住する意思があり、自治会等への加入や地域活動への参加意思があること。</p> <p>③国、地方公共団体その他の公的機関から住宅取得費の経費に対する給付金等を交付されていない者（子育てグリーン住宅支援事業等、新築住宅の省エネ化に係る工事に対する国の補助金を除く。）</p> <p>④同居する予定の世帯員全員（18歳以下を除く。）が町税、公共料金等の滞納がないこと。</p> <p>⑤以前に同じ住宅取得補助制度を活用していないこと。</p> <p>⑥被災者生活再建支援法に基づく住宅再建のための支援金等を受けていないこと。</p>
補助金額等	<p>◎新築住宅取得（条件をすべてを満たす4人世帯の場合、最大300万円以上の補助）</p> <p>基本補助</p> <p>①新規転入者、新婚または子育て世帯 150万円</p> <p>②新規転入者、新婚または子育て世帯以外 50万円</p> <p>③町内の新婚または子育て世帯 120万円</p> <p>加算補助 次の条件を満たす場合、それぞれ加算</p> <p>①町内建築業者との契約 30万円</p> <p>②住宅用の土地を取得 20万円</p> <p>③指定区域（下水道区域）内で建築、購入 30万円</p> <p>④新規転入、坂元地区に建築する 30万円</p> <p>⑤新規転入、新婚または子育て世帯でUターン者がある場合 10万円（1人あたり）</p> <p>◎中古住宅取得（条件をすべてを満たす4人世帯の場合、170万円以上の補助）</p> <p>基本補助 ※取得金額が基本補助額を下回る場合は取得金額分を補助</p> <p>①新規転入者、新婚または子育て世帯 100万円</p> <p>②新規転入者、新婚または子育て世帯以外 20万円</p> <p>③町内の新婚または子育て世帯 70万円</p> <p>加算補助 次の条件を満たす場合、それぞれ加算</p> <p>①新規転入、坂元地区の住宅購入 30万円</p> <p>②新規転入、新婚または子育て世帯でUターン者がある場合 10万円（1人あたり）</p>

補助申請期間	令和8年3月31日まで
その他	
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/34.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/34.html</a>
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL : 0 2 2 3 - 3 6 - 9 8 3 5 E-Mail : kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町移住・定住支援補助金 【住宅リフォーム支援事業】
事業主体	山元町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	町内で新たに住宅の増改築・リフォームを行う新婚世帯・子育て世帯に対し、工事費用の一部を補助することにより、特に若者世代のIJUターンを推進することで定住促進を図る。
補助対象要件	<p>対象者：申請時点で以下のいずれかに該当するリフォーム工事契約者</p> <p>①新婚世帯（年齢の合計が90歳以下で、婚姻後8年を経過していない夫婦。初婚・再婚不問）</p> <p>②子育て世帯（年度の末日における年齢が18歳以下の子（母子健康手帳で確認できる胎児を含む。）を扶養し、同居している世帯。）</p> <p>申請要件：以下の要件をすべて満たしていること</p> <p>①令和7年4月1日以降に住宅リフォーム工事に係る契約（対象となる工事の費用50万円以上）を締結していること。申請時点で着工前であること。</p> <p>②自己所有または2親等以内の親族が所有する住宅をリフォームすること。</p> <p>③住宅リフォーム工事をした住宅に入居して山元町に5年以上定住する意思があり、自治会等への加入や地域活動への参加意思があること。</p> <p>④国、地方公共団体その他の公的機関から住宅取得費の経費に対する給付金等を交付されていない者（子育てグリーン住宅支援事業等、新築住宅の省エネ化に係る工事に対する国の補助金を除く。）</p> <p>⑤同居する予定の世帯員全員（18歳以下を除く。）が町税、公共料金等の滞納がないこと。</p> <p>⑥以前に同じ住宅取得補助制度を活用していないこと。</p> <p>⑦被災者生活再建支援法に基づく住宅再建のための支援金等を受けていないこと。</p>
補助金額等	<p>基本補助 上限50万円まで（対象経費の1/3以内の額）</p> <p>加算補助 次の条件を満たす場合、それぞれ加算</p> <p>①町内建築業者と契約 10万円</p> <p>②新規転入、新婚または子育て世帯でUターン者がある場合 10万円（1人あたり）</p>
補助申請期間	令和8年3月31日まで
その他	
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/3182.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/3182.html</a>
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0223-36-9835 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町移住・定住支援補助金 【定住紹介奨励事業】
事業主体	山元町

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	町内で住宅取得を希望する新規転入者に、住宅（宅地）を請負・売買（または仲介）により取得させた住宅関連業者に対し補助金（奨励金）を交付することにより、特に若者世代のIJUターンを推進することで定住促進を図る。
補助対象要件	<p>対象者：以下のいずれかに該当する住宅関連業者（法人・個人）</p> <p>①建設業法に基づく許可を受けた建設業者または宅建業法に規定する宅地建物取引業者のうち、法人にあつては営業所を設けて事業を営む者及び個人事業者にあつては主たる事業所を有し事業を営む者。</p> <p>②定住希望者に対する定住紹介において主たる役割を担った住宅関連事業者。</p> <p>申請要件：以下の要件をすべて満たしていること</p> <p>①定住希望者が令和7年4月1日以降の紹介（令和7年4月1日以前に補助金の交付決定を受けた定住希望者が令和7年4月1日以降に定住した場合を含む）</p> <p>②定住希望者が令和7年4月1日以降に転入し、転入後1年を経過していないこと。</p> <p>③定住希望者から町が指定する様式で定住紹介の証明を受けていること</p>
補助金額等	補助額 1世帯につき10万円 (1世帯につき1事業者のみ)
補助申請期間	令和8年3月31日まで
その他	
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/14166.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/14166.html</a>
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0223-36-9835 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	生ごみ処理容器購入助成事業
事業主体	山元町

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	生ごみ処理機等を購入した者に対し、購入費用の一部を補助し、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的としたもの。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、かつ、居住していること。</li> <li>・購入した生ごみ処理機等を設置し、適正に維持管理できること。</li> <li>・処理された生ごみを自ら適正に処理することができること。</li> <li>・個人売買以外で販売店より購入したものであること。</li> <li>・山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者でないこと。</li> </ul>
補助金額等	コンポスト容器・EMボカシ容器 購入金額の1/2（上限3,000円、100円未満切捨て） 電気式生ごみ処理機 購入金額の1/2（上限25,000円、100円未満切捨て）
補助申請期間	申請随時受付
その他	補助金の該当の有無は事前にご相談ください。
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/9/123.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/9/123.html</a>
お問合せ先	山元町役場 町民生活課 生活班 TEL：0223-37-1112 Mail：chouminseikatsu.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	浄化槽設置補助金
事業主体	山元町

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では新たに合併処理浄化槽を住宅に設置する方に補助を行っています。
補助対象要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.浄化槽法に基づく設置届出の審査および建築基準法に基づく確認を受けて浄化槽を設置する方</li> <li>2.住宅の建築が、販売目的ではない方</li> <li>3.借家の場合、賃貸人の承諾がある方</li> <li>4.山元町行政サービス制限実施要綱に定める公共料金を滞納していない方</li> <li>5.公共下水道区域および農業集落排水事業区域以外に浄化槽を設置する方</li> </ol> また、工事着工は必ず補助金交付決定通知を受けてから実施してください。
補助金額等	令和7年度 浄化槽補助金額 浄化槽の規格 5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円
補助申請期間	令和7年度末(令和8年3月31日)までに補助申請される方。 ※浄化槽工事は、令和7年度末(令和8年3月31日)までに完了させる必要があります。
その他	
ホームページ	<a href="http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/16/4187.html">http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/16/4187.html</a>
お問合せ先	山元町役場 建設水道課 企業会計班 TEL : 0223-29-4951 Mail : kensui.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町空き家財道具等処分支援補助事業
事業主体	山元町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	町内の空き家を売却・賃貸する際に発生する家財道具等の処分費用の一部を補助することにより、空き家と有効活用を促し、移住・定住の促進による地域活性化を図る。
補助対象要件	<p>対象者：申請時点で以下の全てに該当する住宅所有者等（個人）</p> <p>①山元町空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）に登録した者または宅地建物取引業者と空き家に係る媒介契約を締結した者であること。</p> <p>②町税、公共料金等の滞納がないこと。</p> <p>③暴力団に関する者でないこと。</p> <p>申請要件：以下の要件をすべて満たしていること</p> <p>①対象となる家財処分（空き家内の家財道具等の運搬・処分、家財処分時に合わせて行うハウスクリーニング、家財処分時に合わせて行う敷地内の庭木剪定・処分）を業者に依頼して行うこと。</p> <p>②申請時点で家財処分を行っていないこと。</p> <p>③申請した年度内に家財処分を終えること。</p> <p>④すでに賃貸されている物件や、賃貸借を目的として建築された物件でないこと。</p> <p>⑤解体を予定している物件や、三親等以内の親族が入居を予定している物件でないこと。</p> <p>⑥以前に同じ補助制度を活用していないこと。</p>
補助金額等	補助額 補助対象経費の1/2（上限20万円、千円未満切捨て）
補助申請期間	当該年度内で随時受付
その他	
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/12607.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/12607.html</a>
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0223-36-9835 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町結婚新生活支援事業補助金
事業主体	山元町

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	少子化対策の一環として、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に役立てるとともに、新婚夫婦の移住および定住を推進するもの。
補助対象要件	<p>対象世帯：次の①から⑥の全ての要件を満たす世帯</p> <p>①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯</p> <p>②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯</p> <p>③夫婦の合計所得金額が500万円未満の世帯 (貸与型奨学金を返済している場合は所得額から控除します。)</p> <p>④夫婦ともに町税の滞納がない世帯</p> <p>⑤5年以上、山元町に定住する意思がある世帯</p> <p>⑥夫婦ともに過去に同様の補助金を受けていない世帯</p> <p>補助対象内容：令和7年4月1日以降に支払った次の費用</p> <p>①新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 (勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当額を補助金から控除します。)</p> <p>②引越業者や運送業者に支払った引っ越し費用 (不要になった家財道具処分に係る費用は対象外) ※民間賃貸住宅に入居しない場合は引越費用のみの申請も可能</p>
補助金額等	<p>補助額</p> <p>①婚姻日時点の夫婦の年齢が共に29歳以下の場合 上限60万円</p> <p>②婚姻日時点の夫婦の年齢が共に39歳以下の場合 上限30万円</p>
補助申請期間	令和8年3月31日まで
その他	
ホームページ	<a href="https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/27307.html">https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/27307.html</a>
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0223-36-9835 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp